



【親なき後】問題

内閣府発行の令和2年度障害者白書より

身体障害者 436.0万人

知的障害者 109.4万人

精神障害者 419.3万人

一人で複数の障害がある方もいますので、一概に言えません。しかし国民の約7.7%は何等かかの障害を有していることとなります。このうち「親なき後」の問題を抱えるのは主に知的障害者と精神障害者なので、これは国民の約4.2%にあたります。さらには障害者には当たらないが、ひきこもりの子を抱える親も数多く、内閣府の2015年度調査によると、15～39歳の“若年ひきこもり”は54.1万人、2018年度調査による40～60歳の“中高年ひきこもり”は61.3万人と推計され、ひきこもりの総数は100万人以上になるとのことです。

2000年以降は、行政の権限により障害者の生活の場を決定する措置制度から、障害者（及び家族）が自ら選ぶことのできる契約制度への移行、障害者独立支援法および総合支援法の制定、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の成立、施行などこの20年で障害者を取り巻く制度や環境は大きく変化してきました。

「親なき後」の課題

- ① お金で困らないための準備をどうするか
- ② 生活の場をどのように確保するか
- ③ 日常生活で困ったときのフォローをどうするか

それぞれの課題について、利用できる行政の福祉サービスがあり、民間の法人などが提供しているサービスがあり、また地域の独自の取り組みがあります。

「お金は必要以上に残さなくても大丈夫、それよりも準備することは、残したお金が本人の生活のために使われる仕組み」

知的障害のある40代の男性が、仕事帰りにほぼ毎日、数カ月にもわたって客引きに何度もバーなどの飲食店に連れていかれ、貯めていた1500万円を失ってしまった。

重要なのは、本人の将来の生活を支える仕組みです。お金の残し方と、そのお金の管理の仕方の両面から考えておくことです。お金の残し方としては、残った家族に争いが起きないように、親は遺言を書いておくことが重要です。また遺産相続により、障害のある子がいきなり慣れない大金を手にしてしまう事態を避ける方法として、信託の活用があります。信託の仕組みを利用すれば、親が残したお金から定期的に一定額を子供に渡してもらうことができます。

お金をどう管理するのか。主な仕組みとして**成年後見制度**と**日常生活自立支援事業**があります。本人の判断能力や家族の状況などに応じて、適切なものと組み合わせて利用することになります。

家族信託の利用を阻むハードル

家族信託の機能

- ①信託した財産は子供が必要なときに必要な分だけ給付してもらえること
- ②子供が亡くなった後にまだ財産が残っていたら、そのお金を寄付する先も信託契約で決められること

しかしながら

受託者になる親族がない なかなかいないのが実情です

相談を受けられる専門家にたどり着けない (家族信託)

(日本法令 家族信託実務ガイド「親なき後」相談室主宰 渡部 伸より)

表記の問題

障害者：常用漢字として登録されており、「障」「害」という漢字の捉え方に様々な意見はあるものの、便宜的に広く使用されている漢字。

障害者：「害」という字が「害悪」「害虫」「公害」などをイメージさせるため、「妨げ」という意味である「碍」という字を使うことで、社会的生活の妨げとなるハンデを持つ人という意味を持たせるために使用される漢字。

障がい者：上記2つの定義や意味、意見に左右されない表記として使用される

家族信託の組成に伴う費用については

1 概略の設計

2 組成の意思決定

3 関係する方々への説明とご理解をえる

4 信託契約書作成など「実務」を行う段階

5 信託組成後の継続的なフォロー

コーディネート契約組成で30万円(資産加算あり)不動産を信託登記の場合は登録免許税など

将来の介護費・後見費用と係る費用と資産の保全

相続対策の可能性など勘案して決めるべき。何よりも家族の理解が必要です。